

# 兵庫県立兵庫高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月 28 日

県立兵庫高等学校

## 1 学校の方針

本校では、四綱領の精神を基調とする教育方針に基づき、文武両道に励み、21 世紀の日本の担い手としての志を持って、主体的に判断し行動できる人材の育成を目的とし、生徒が、他者を思いやり協力して活動するという社会生活の基本を身につけるとともに、様々な活動や体験を通して確かな人権感覚を身につけ、お互いの個性を認め合い、生き生きと自己を実現できるような学校文化の創造を目指している。

そのためには、生徒の主体性を尊重するとともに、学校内外において、全ての生徒が安心して様々な活動に参加できることが必要であり、人権侵害としての「いじめ」を防止することが重要である。教職員が日常の指導体制を整備し、「いじめ」の未然防止を図るとともに、「いじめ」の早期発見や、「いじめ」を任意した場合の的確かつ速やかな対応を図るため、兵庫県立兵庫高等学校いじめ防止基本方針を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、明治 41 年創立、平成 20 年には創立 100 周年を迎えた長い伝統を持つ学校である。生徒のほとんどが大学進学を目指し日々学業に励んでおり、1 年時から体系的なキャリア教育を行い、生き方の探究を含め進路意識の涵養に努めている。同時に、生徒会や実行委員が主体となって運営する文化祭、体育祭、新入生歓迎遠足、野外活動、修学旅行、4 日間にわたり全クラスが混成四部合唱に取り組む合唱コンクールや春秋の対神戸高校定期戦等の学校行事、加入率 95%を超える部活動など多彩な体験の中で生徒の人格の陶冶を目指している。また、校則等による形式的な制約は最小限にとどめ生徒の自主性、主体性の伸長を期している。

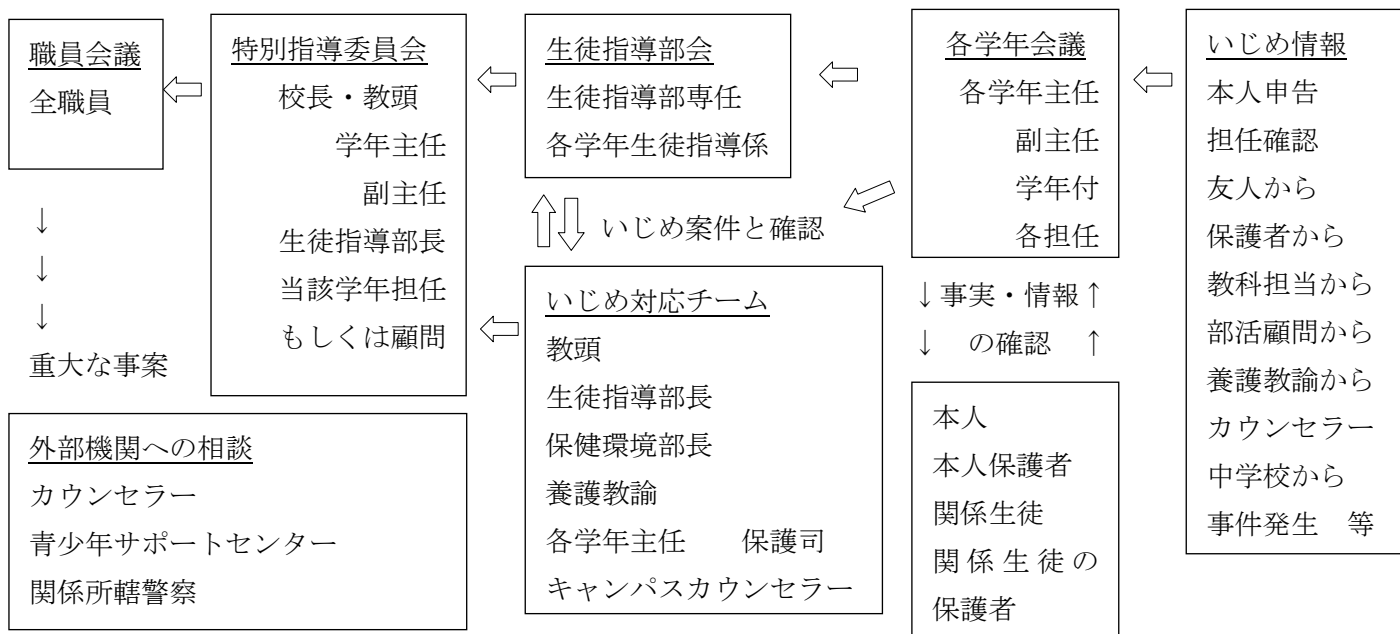
生徒たちは自由で闊達な校風のもと「忙しくも楽しく充実した学校生活」を満喫し、友人、先輩・後輩との人間関係も適切に築けていると思われ、生徒指導上の課題事案もきわめて少ないという現状がある。

しかし、学校が人間の集まりである以上、いじめは「その学校にも、どの学級にも起こり得る」ものであるとの認識のもと、日頃から好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるとともに、集団における人間関係を調整できる力を持った生徒の育成を図り、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組まねばならない。また、「児童の権利に関する条約」に基づき、人権侵害に対しては学校として適切な救済に努める必要がある。そこで、本校では、以下のとおり指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を以下のように定める。



## (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など年間の指導計画を下のように定める。

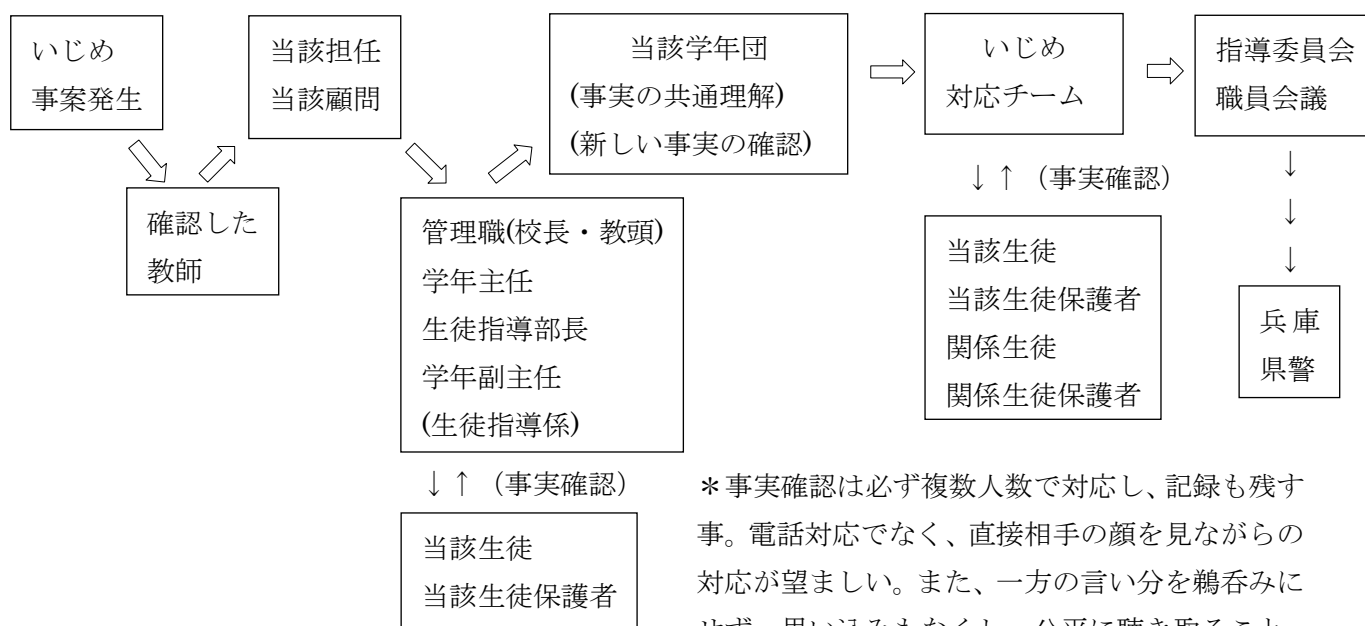
4月	新しく着任した教員に、本校のいじめ対策について研修を行う。非常勤講師には、県のマニュアルを使って研修を行う。
5月	各学年が、1学期最初に行なう生活実態調査アンケートで、いじめの有無についての項目を設けて、いじめの発見・いじめに対する意識の向上に努める。アンケート調査期間は、過去1年間（1年生は中学3年時も含む。）とする。
6月	各学年が、中間考査中に行なう保護者会において、生徒の家庭内での変化に注意してもらうこと、現在校内で起きている生徒指導上の問題行動について報告し、保護者の意識を高める。また、保護者会終了後に、まずクラス懇談、そして希望者には個別懇談を行ない、保護者からの家庭での生徒状況と、学校での状況の情報交換を行なう。
7月初旬	各学年の授業担当者と学年団が集まって行なう「拡大学年会議」において、授業中の生徒の様子・課題の提出状況・成績の推移・出欠状況を報告し合い、気になる生徒について、教師間の共通理解を図ると共に、当該生徒に対して担任や顧問から声掛けをし、生活変調の原因を探り、改善できるように指導する。
7月中旬	人権学習会を1・2年生対象に開き、いじめや差別、人権問題について考える機会を設ける。終了後のアンケートで生徒の周囲にそういう事案がないか答えさせる。
7月中旬 (終業式)	終業式に、夏休みの生活についての話をする中で、休み中の友人関係について注意をする。特にスマートフォン等のSNS関係で友人関係がこじれたりしないよう、注意する。生徒指導部からの注意事項プリントも同時に配布する。
7月下旬	各クラス担任による、2者・3者個別懇談会の中で、進路に関する相談だけでなく、生徒の学校生活や家庭での様子などについて保護者の方と情報交換をし、生徒の行動で気になる所がないかを確認し合う。

10月 下旬	1年生は大山での野外学習、2・3年生は校外学習を行ない、その際の行動を「班別グループ行動」とし、「仲間外れを出さず、皆で仲良く活動する」習慣をつける。
11月 月上旬	全職員対象に、教育相談研修会を行ない、校内の生徒の相談内容について共通理解し、また代表的な問題事案に対する適切な対応方法等を学ぶ。
11月 月下旬	3学年がそれぞれ行なう保護者会の後に、クラス懇談、もしくは個別懇談の時間を設け、生徒の生活の変化などについて保護者からの情報を確認する。
12月 下旬 (終業式)	終業式に、冬休みの生活について話す中で、休み中の友人関係について注意をする。特にスマートフォン等のSNS関係で友人関係がこじれたりしないよう、注意する。生徒指導部からの注意事項プリントも同時に配布する。
3月 月中旬	人権学習会を1・2年生対象に開き、いじめや差別、人権問題について考える機会を設ける。終了後のアンケートで生徒の周囲にそういう事案がないか答えさせる。保護者にも学習会への参加を呼びかけ啓発を行う。
3月 月下旬	終業式に、春休みの生活について話す中で、休み中の友人関係について注意をする。特にスマートフォン等のSNS関係で友人関係がこじれたりしないよう、注意する。生徒指導部からの注意事項プリントも同時に配布する。いじめ対策チームで1年間の見直しを行う。

●その他の日常的な取り組み

- ・無届けの遅刻欠席については、即時家庭の保護者と連絡をとり、生徒の生活に変化がないか気を配る。
- ・清掃活動などを生徒と一緒にしながら、生徒との雑談の中で、何か困ったことや悩んでいることがないか確認する。
- ・いじめ等の事件に関する新聞記事・ポスター等を、教室や生徒昇降口に掲示し、いじめに対する意識を高めさせる。
- ・1週間に一度ある学年会議において、必ず各担任から、クラスについての報告を行ない、いじめやもめごとなどがあつたら報告し、学年団で共通理解をした上で対策を考える。
- ・必要に応じて、臨時で学年集会を開き、問題について考えさせ、改善を求める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応



## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 その他の事項

本校は地域から信頼される高校をめざし、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、県のマニュアルを参考にしつつ、生徒会の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校評議員や保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。